

報告第 1 2 4 号

平成 1 7 年 9 月 2 日承認

福祉保健部会の事務事業詳細調整について（その 2）

福祉保健部会（その 2）の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 7 年 7 月 2 5 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

詳細調整報告項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
8 福祉保健部会	1 福祉総務分科会	5	戦傷病者・戦没者遺族等への援護
		7	更生保護事業
	5 高齢福祉分科会	2	敬老祝金等事業(祝金支給、長寿者訪問)
		5	敬老の日のつどい事業
		7	緊急通報装置事業

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	福祉総務
区 分	統一時期	調整結果	備 考
5 戦傷病者・戦没者遺族等の援護	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・補助の内容については合併までに調整する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 戦没者遺族福祉事業 （1）目的 遺族会活動事業に対する支援を行うことにより遺族会の高齢化が進む中、生きがいと生活の安定を推進する。 （2）補助対象 遺族会 （3）補助額 遺族会主催追悼式、全国・県戦没者追悼式参加及び遺族会活動事業に対し補助する。 会員数×1,000円/年 ただし、予算の範囲内とする。</p> <p>2 傷痍軍人会活動事業補助金 （1）目的 戦傷病者による福祉活動、機能訓練を支援することにより、高齢化する会員の福祉の向上を図る。 （2）補助対象 傷痍軍人会 （3）補助額 全国・県傷痍軍人会参加及び傷痍軍人会活動事業に対し補助する。 会員数×10,000円/年 ただし、予算の範囲内とする。</p>	
7 更生保護事業	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・保護司会の統合にあわせ補助金の統合を行う方向で調整する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 保護司会が実施する事業や研修会等の活動を支援する。</p> <p>2 補助対象 津地区保護司会</p> <p>3 補助額 犯罪を犯した者の更生を助けるとともに犯罪予防のための自主研修会や社会を明るくする運動等の活動事業に対し補助する。 保護司数×25,000円/年 ただし、予算の範囲内とする。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	高齢福祉
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考									
2 敬老祝金等事業 (祝金支給、長寿者訪問)	H18.4.1	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敬老事業として、祝金の贈呈と長寿者訪問の二つの事業を行う方向で調整する。 ・祝金の対象者は、市内に1年以上居住し、9月15日現在で、満80歳、90歳、100歳の節目を迎える人とし、祝金(または記念品)の額については、合併までに調整する。 ・長寿者訪問は、市内最高齢者男女各1名に、市長等が訪問し、記念品を贈る。 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 祝金(または記念品)</p> <p>(1) 目的 祝金の支給を行うことにより、老人福祉の向上を図る。</p> <p>(2) 対象者 新市内に1年以上居住し、9月15日満年齢で80歳、90歳又は100歳の者</p> <p>(3) 支給額(品)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">ア</td> <td style="width: 100px;">80歳</td> <td style="width: 100px;">10,000円(相当の記念品)</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>90歳</td> <td>30,000円(相当の記念品)</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>100歳</td> <td>50,000円(現金)</td> </tr> </table> <p>(4) 支給方法</p> <p>ア 80歳、90歳の記念品は市長メッセージを添えて業者配達</p> <p>イ 100歳の現金は、市職員が配付</p> <p>2 長寿者訪問</p> <p>(1) 目的 長寿者の訪問を行うことにより、老人福祉の向上を図る。</p> <p>(2) 対象要件 市内に1年以上の住民登録があり、9月15日現在で男女それぞれの最高齢者</p> <p>(3) 記念品 15,000円相当</p> <p>(4) 支給方法 市長等が訪問し最高齢者に贈る。</p>	ア	80歳	10,000円(相当の記念品)	イ	90歳	30,000円(相当の記念品)	ウ	100歳	50,000円(現金)	
ア	80歳	10,000円(相当の記念品)										
イ	90歳	30,000円(相当の記念品)										
ウ	100歳	50,000円(現金)										

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	高齢福祉
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
5 敬老の日のつどい事業	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <p>・当該事業の対象年齢を70歳以上とし、小学校区等の地域単位にて地区社協等による地域に根ざした行事等に対し、支援を行っていく。なお、支援に係る補助額の算出については、対象者1名ごとの補助額を決定し、実施される各地区人数に総じた額を原則として調整するが、地域の状況等により行事实施が困難な地区等についても考慮していく方向で調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: center;">詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 敬老の日の集いを行うことにより、地域福祉の充実と、高齢者の福祉の向上を図る。</p> <p>2 補助対象 地区社会福祉協議会等</p> <p>3 助成基準額 新市域に住居基本台帳又は外国人登録法の規定に基づき登録されている3月31日現在で70歳以上の高齢者人数に基づき以下の基準で算出する。 (1) 行事等を実施する場合 1人あたり800円（記念品代等を含む） (2) 記念品等を配布のみの場合 1人あたり300円</p> <p>4 助成対象経費 芸能、アトラクション、講演会、記念品（お菓子等）、健康相談など。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	高齢福祉
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
7 緊急通報装置事業	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者等の安心確保、在宅生活を支援するものとして有効な装置であることから、新市としても引き続き実施する方向で調整する。 ・対象者については所得制限を設ける。なお、現利用者については経過措置として継続する方向で調整する。 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 一人暮らし老人等に対し緊急通報装置を貸与することで、その急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。 2 内容 電話型及びペンダント型緊急通報装置の貸与 3 対象者 65歳以上で、市民税非課税世帯に属する者のうち、次のいずれかに該当する場合 (1)一人暮らしの高齢者 (2)寝たきりを抱えた高齢者世帯 (3)障害者（肢体1・2級、療育手帳（重度）以上）を抱えた世帯 (4)経過措置 合併前に旧市町村において決定された貸与については引き続き貸与を行う。なお、経費負担については新制度とする。 4 利用料 無料（通話料のみ自己負担） 5 協力員 近隣の親族や親族のいない場合は近隣の住民を中心に2名以上の協力員が必要（2名の協力員が確保できない場合、各地区民生委員又は、自治会長） 	